解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学
穂積奨学財団
法学部内
代表清算人　森田　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

三重県多気郡大台町茂原二六二番地
社団法人茂原報徳社
代表清算人　橋本　卓也

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は平成二十四年二月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

奈良県橿原市醍醐町一二二番地の一
マルコ厚生年金基金
清算人　竹之内宝雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年一月二十五日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

栃木県芳賀郡茂木町大字木幡五三三
清算法人木幡土地改良区
代表清算人　河原　弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

東京都千代田区神田神保町一丁目二九番地
四祥宏ビル六階
特定非営利活動法人日本けん玉協会
清算人　奥住　壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

岐阜市大蔵台十丁目二八番地
特定非営利活動法人シー・エス・イーハイプラン
清算人　前田　和彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

和歌山県田辺市稲成町八二三番地
社団法人稲成愛郷会
代表清算人　坂本正二平

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

新潟県胎内市塩沢五四三番地二〇五
財団法人黒川農業公社
清算人　布川　陽一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年一月十二日付山梨県指令都計第一九二八号により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号
甲府紅梅地区市街地再開発組合
代表清算人　宇佐美太郎

配当公告

札幌市白石区中央三条四丁目二番一号
破産者　森山機械興業株式会社
右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第四九九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一八三、二五三、〇七八円
一、配当をすることができる金額
金二六、八九九、三四六円

平成二十四年二月二十日

札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一
Ｋ２ＢＬＤ六階　破産管財人　鈴木　一嗣

配当公告

札幌市白石区東札幌三条五丁目一番二〇号
破産者　株式会社丸証
右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第一一〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二、〇八四、〇七四、四〇八円
一、配当をすることができる金額
金九八、四三三、三五七円

平成二十四年二月二十日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号
Ｎ４２０ビル　破産管財人　大川　哲也

配当公告

群馬県前橋市六供町一〇三九番地
破産者　株式会社内藤塗装
右の者に対する前橋地方裁判所平成二十二年（フ）第四六七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金四〇三、三一八、五五一円
一、配当することのできる金額
金一六、八九〇、五五九円

平成二十四年二月二十日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号
破産管財人　丸山　和貴

配当公告

名古屋市中川区高畑二丁目二番地
破産者　日菱金属株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一八一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一七六、六七九、二〇四円
一、配当することのできる金額
金三一、五三九、四八五円

平成二十四年二月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目九番二一号丸の内ＩＨビル六〇一
破産管財人　井上　尚司

配当公告

岡山県玉野市築港五丁目七番三号
破産者　中国飼料株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第七十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、五一九、三九八、二〇〇円
一、配当することのできる金額
金七六、七五七、二九〇円

平成二十四年二月二十日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル四階
破産管財人　大林　裕一

配当公告

愛媛県東温市則之内甲二〇八番地一
破産者　サンデーシステム株式会社
右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第三六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三九八、一一四、一七八円
一、配当することのできる金額
金一一、四四八、五五七円

平成二十四年二月二十日

愛媛県松山市三番町四丁目一番地九城南ビル三階
破産管財人　中村　正夫

会社設立のお知らせ

平成二十四年一月十三日東京法務局にて設立登記を完了し東京グリーンシェルター株式会社がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十四年二月二十日
東京都世田谷区野沢二丁目二六番一一号
東京グリーンシェルター株式会社
代表取締役　高柳　裕則